

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の  
認可申請に関する面談(4-7)

2. 日時

令和3年1月22日(金) 13時20分～15時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安産管理調査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門  
職、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質管理室 室長

熊取事業所 副所長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認 コメント対応整理表、補正申請書反  
映状況表(R3/1/22)

資料2: 補足資料 その1

資料3: 補足資料 その2

資料4: 補足資料 その3

資料5: 補足資料 その4

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	それではただいまから原子燃料工業熊取事業所との面談を開始します。
0:00:13	本日の面談は令和2年8月27日付で申請があり、同年10月29日付で一部補正があった第4次申請の設工認について、申請書及び提出資料をもとに、事実確認を行うものでございます。
0:00:34	本日の議題としましては、まず事業者の方から資料に基づく説明をしてもらいまして、そのあとに、こちら資料を事前に確認しておりますので、それをもとに、事実確認を規制庁側から行ってあります。
0:00:54	最後にその他連絡事項があれば伝え、こういう流れにしたいと思います。
0:01:01	では議題に入る前に規制庁側からお伝えすることはありますかありますでしょうか。
0:01:07	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:01:11	それでは始まりますけれども、最初に本日の資料は非常にページ数が多くなっておりますので、一つ一つやっているとかなり時間がかかりますので、基本的な
0:01:27	これまでのコメント借りとるにあたって、どういう考え方で整理をされているかというのをいくつかの事例をもとにですね、確認させていただきたいと思っておりますので、最初にですね。
0:01:43	コメント回答資料に基づいて審査会合の指摘であるとか、これまでの面談での事実確認事項について、本日は補足資料の2ページの共通2Pの共通のですね。
0:02:01	主に補足資料の0-10-2。
0:02:05	これページで言うと、通し番号の1ページから30ページの表、ハードの2-1で第2加工棟の技術基準に基づくシヨウこれあの、今後省略して使用表と。
0:02:20	言いますけれども、それをこれこれについて、それから定年に表を1-1で、本申請等対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合を性確認結果という資料があります。これ
0:02:39	通常通所これから星取表と逆止って言わせていただきます。それから別表八-2-1-10、これ3分の1ページがついてますけど、第2加工棟の使用
0:02:55	これは次回以降、申請により適合性を確認する範囲ということの資料、これ省略する場合は次回表というふうに言わせていただきますが、この資料で簡潔に説明してください。
0:03:14	それから設備機器につきましては、これは31ページから38ページ、通し番号ですね、資料の30から38ページの補足資料ですね、2P d l i i 共通の
0:03:31	補足資料030-3ですね、の輸送容器搬送コンベヤの仕様表と同じく点に参考資料2-2.2の表2-1、これ先ほど言った先生。

0:03:48	いや、違いますね先行申請し、認可された設計及び工事の計画において次回以降申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく使用の適合状況でありますがこれは
0:04:05	いわゆる後段の申請での刈り取りになりますので、刈り取り表というふうに省略して言わせていただくこともあると思いますが、これについて、簡潔に説明をお願いします。時間制限はありませんが5、5分。
0:04:23	程度で説明をお願いします。
0:04:30	はい。
0:04:32	原子燃料工業フジワラでございます。今永井さんからですねご指摘いただいた部分ですね、順番に御説明させていただきたいと思います。
0:04:50	原子燃料工業の岡田です。それは
0:04:56	説明させていただきます。
0:05:00	今回の申請に係るすべての建物構築物の周期を対象にしている機関情報ネット当該責任を認めるべき契約を整理して、建物設備管設備の設計のトレイがある場合、
0:05:18	この内容を、適合性の説明の地域一応表現には取り合いが明確となるように、減退を防止して、こんな数。
0:05:28	そこで、
0:05:34	はい。
0:05:36	今回の申請では
0:05:40	資料
0:05:42	共通指標として資料2-3にも、補足資料の0.1、今後の地域就業が当該施設に求められるすべての機器に基づく使用を記載した状態の最終形。
0:05:59	と聞いております。その上で、技術基準に基づく資料のうち、今回申請範囲ではなく、次回申請予定である部分については、当該白が次回更新性がある旨を資料に明記して
0:06:15	時間評価に当該仕様の記載をまとめることで漏れぬげがないようにしております。さらに次回以降の申請では、
0:06:26	資料03の管理表により分割申請の位置の関係で取り上げて確認のしようが、最終的に適正がされていく様子がわかるような構成にしております。
0:06:51	その資料の予算の全体的な刈り取り等の構成ですけれども、
0:06:57	資料のほうで言うと31ページからですが、
0:07:05	法人としては、
0:07:09	まず、鈴木の32ページからやりますとおり、
0:07:14	そういう

0:07:18	刈り取り表の作成にあたっては、既認可の仕様をすべて確認しております。次回以降申請で適合性を確認する内容に盛り込むわけがないことを示すためまずい。これまでの既認可の休暇をすべて出して一覧表に整理しております。
0:07:38	はい。
0:07:39	続きまして 36.14 ページに今回刈りとられると。
0:07:46	はい。
0:07:50	具体的には東洋搬送コンベヤナンバー1 - 2 基準に関して、今回の内容、申請で
0:08:01	その下の理事会のほうに記載していたものがどのように考えておられるのかということ
0:08:10	示したまとめになっております。そのあとに、具体的に 35 ページからは既認可のしょうが、
0:08:20	このように、
0:08:23	かりとられている様を示しております。
0:08:28	で、今回は次回表に記載していた内容の物を主要部門の方に機械的に戻すという形をとっておりますけれども、この建物を
0:08:47	第 2 加工棟の資料に戻っていくような内容についても戻しておりますのでこの辺りは使用料と建物の仕様表と、当該設備の仕様表でどのように取り上げ押ししてるかというのが、
0:09:05	名明確なので、建物のほうに戻るのペース
0:09:10	設備機器の状況の点は戻さないというような構成に
0:09:17	受注する予定でございます。
0:09:21	で、あと、
0:09:24	刈り取り期については以上の構成となっております、あとですね。ええと。
0:09:31	審査会合ではコメントのうち、
0:09:37	はい。
0:09:39	閉じ込めの星取に関して具体的に
0:09:44	ご発言は設計については、堰建物と設備についてそれがありますので、そのあたりに関しましては、
0:09:52	資料がゼロにあります。当時 25 ページのおっしゃるようになりますように、
0:10:03	時の設計については、建物と設備容量がそろって初めて完成する為星取表では、当該設計の適合性確認の完了が次回以降申請であることを示すとともに、
0:10:18	第 2 加工棟の使用表及び別表、次回表においても次回以降申請であることがわかるように第 2 加工棟のお手元の資料の中でも当然しております。

0:10:33	最後に審査会合のコメントの一つの評価の対応について緊急設備防護壁となっている設備関係についても、資料の0一番でありますように、
0:10:52	事業許可に置いて、安全機能としてとして規制されているものに対しては、これの御説明を任用で個別に考えれば持って参集申請にて取りこぼしが無いために相談会の施工にね適合性確認に参画します対応状況とともに、
0:11:10	先ほどの評価。
0:11:17	許可の、
0:11:19	許可における設計施設の整備状況ですね、にまとめていますと、付与した管理番号は新設する設備機器名称とともに新設する仕様表の関係個所に記載する構成にしております。
0:11:37	新しいシヨウ観点について、あと
0:11:43	最終設工認までに
0:11:46	どのように、全体を完了させるかということについての説明は以上です。
0:11:56	はい。原子力規制庁ナガイです。簡潔な説明ありがとうございました。我々のほうでもう事前に資料を見ているわけですがけれども幾つか不明な点と、今補足説明ありましたけれどもそれを踏まえて、
0:12:15	ちょっと確認をしていきたいと思えますので、最初にですね、
0:12:23	当建物関係についてですけれども、分割申請をする管理ですね、管理方法ですので、1例として、火災による損傷の防止、これは通しページで、
0:12:41	8ページから記載があるんですけども、使用表のですね、これについてですね、こう見ていったときに、
0:12:58	設計番号でいきますと11.1 - F1で消化器から消火設備の時の消火器から始まりまして、次にですね、このページの下の方は資料の
0:13:16	No.アース
0:13:18	1 - 16のすぐ雲マークのある下にですね。
0:13:22	消火設備、自動式の消火設備は、消火活動なアクセスルートに云々と書いてあるんですけど、この消火設備の自動式の消火設備というのは、
0:13:39	安全機能の番号で言うと、何番なんだろうというのがちょっと今疑問なんですけど。
0:13:59	お待ちください。はい。
0:14:07	原子力規制庁ナガイです。時間がかかるようでしたら、今答えなくても結構なんですけど、そういうのを明確にしてくださいということです。今確認した趣旨をちょっとこの時間を管理して、

0:14:25	お伝えしておきますけれども聞いといていただきたいんですけど、通し番号 1 ページにですね、建物を申請に係る建物構築物の影響または設備機器の名称が、
0:14:42	管理番号を付されて、今回の綺麗に整理されたんですけども、ここの中に、まず申請しようとしている設備を書いているということで、これがある許可との整合
0:14:58	を確認するための親機といいますかね。その中には幾つか例えば消火系についてもいろんな消火器の大きさタイプがあるので、それはな、個別の資料の中で記載していただければ結構なんですけど。
0:15:15	今の自動を
0:15:19	自動式の消火設備というのは、個別に盤をとっていないので、どういう位置付けでこのいわゆる火災の拡大防止を図る上で、そのどこに管理しているのかっていうのが、
0:15:34	わからなかったので、
0:15:39	聞きました。
0:16:20	原資連原燃工熊取の聞こえてますでしょうか。
0:16:27	はい、聞こえます長期に絡むねえっと時間がかかるので、とりあえずこの面談ではそういうことを明確にして申請時にどう書くかというのも含めて対応していただければ結構ですので、
0:16:44	埋めな線化けお伝えしておきますので、後日ですね、補正申請を出す際に、面談資料で本日の問に対して回答資料を書面で回答するようにしてください。
0:17:01	はい。原子燃料工業藤原です。
0:17:16	今のは 1 例なんですけれども、基本的な考え方として、当然許可にすべての設備という活気が出ているとは思っていないんですが、機能上整理して、管理番号を付した中のどこの附属設備と言えいいんですかねとして考えているのかで、それは当然、今は、
0:17:31	工事をするためにこういうものを設置するっていうのはわかるんですが、今度その機能性能の適合性を添付で説明する際に、消化器に代替といいますかね一部消火設備の
0:17:48	当然消火なんですけど、期待するのかもしれない屋内消火栓の一部としてこういうものも位置付けているのかっていうことを明確にしてください。
0:18:02	ここにはですねこれは次回以降申請ってなってますので、当然さっきオカダさんから御説明いただいた通り、次回表ということの中にきちんと位置付けていただいて管理して、
0:18:17	いただくということで、
0:18:20	してくださいっていうことですね、

0:18:24	これ 1 個 1 個こういう質問してるともう時間も切りもないので、皆さんの社内で認可を受けるべき設備、いわゆるハードといえますか安全機能を有する施設に
0:18:40	漏れがなくとさっき説明してありましてされてましたけど番号の中で、管理されていると言葉説明できるようにすることで、そのこと等が附属設備であればですね。
0:18:56	審査、こういう仕様表の中にこう何か分類をして書くとかですね、何か検討していただければと思います。
0:19:10	併せてですね、ここで認可を受けようとするハードとしてはこういう記載になるのかもしれませんが、それで設計仕様として建物附属設備として消火設備を
0:19:25	位置付けた場合に、必ず許可との整合をですね、については添付の説明書のほうでもれなく記載されているということを確認して上で提出していただければ。
0:19:41	もし我々のほうで見つけることができなければ、
0:19:48	今後の面談で確認してもこのページのここに書いてありますという答えができるように補正申請の方で添付の説明書なりのほうですね、なり、施設管理番号書いた表の中の附属設備としてきちっと位置付けて、
0:20:05	説明するようにしてください。
0:20:21	願望がございます。いたしました地震で具体的な方法までお伝えすると、これは絶対ここにかけてることではないんですけど、私が見てねま 130 通しページの
0:20:37	30 ページのですね。
0:20:40	30 ページですね、これはすみません分割の話なんで、設備の
0:20:51	失礼しました。管理番号書いてあるこれ、通し番号で言うと 20、
0:20:59	4 ページですかね。
0:21:02	消火設備が書いてあるのは、ちょっとこれ、抜粋版の資料の中で抜粋版なんですけど、24 ページGに直接該当するものがないかもしれませんが、
0:21:19	はい。
0:21:19	これは 1.1 の表 2 の中に、管理番号を記載したものがあるので、その中の附属設備として位置づけるのであれば、そういう管理番号 2 の中にはこういう附属設備もありますっていうのがわかるようにしておいていただければ結構かと思えます。
0:21:46	ここがないものでございます。消費者はさ .4 のほうに行きます。
0:21:52	はい。

0:21:56	それからですね。通し番号 30 ページ。
0:22:02	にりますけど、これは別表八の 2 - 1 の
0:22:07	10 で、次回以降を申請する表があるんですけども、これ次回表といいたしよ うということで、略しますけれども、
0:22:22	次回以降、ここで右側にですね、この今日作り込むときに、適合性を確認す るための施設というのが記載されているんですけども、
0:22:36	この表を作るときに、
0:22:39	この施設管理番号をですね、併記していただきたいんですけどもというの は、今後いろんな設備が出てくるんですが皆さんの中の許可の記載には同姓 同名と言えればいいのか
0:22:55	同じ名称のものがですね、沢山あって我々もどこの設備なんだろうっていうの がこれまでの申請でもなかなかわからなくてですねそれで施設の管理番号を 記載して、
0:23:12	いるので、背番号と言っていいのか、あれですけども、ここに管理番号のい わゆる次回以降、仮取ろうとする設備の管理番号併記するようにしてくださ い。
0:23:32	原子燃料工業内容でございます。管理番号の報告するようにいたします。
0:23:40	それから、それで今回はですね、これで次回を申請しますということになってる んですが、ちょっとこれは次の話になるんですけども、次回以降どのように 借りとるか。
0:23:56	ということになると、ここではまだ記載が申請書の中で資料の中には入っており ませんでしたけれども、輸送容器コンベアですね。これ 32 ページ。
0:24:12	2 の通し今日の資料の 32 ページから
0:24:16	資料 0 - 36 資料 0 - 3 の 0 . 2 の参考資料 2 で、さっき説明のあった資料にあ るんですけども、このですね。
0:24:33	刈り取り表になりますので、1100 飛んで 9 ページではごめんなさい、通し番号 で言うと 34 ページに具体的なコンベアの刈り取り表が、
0:24:49	あるんですけども、ここでの次回以降の申請時に、この表を、当然第 2 加工 棟でまたもう一度つけていただく際にはですね、
0:25:04	意識が今回ご用事で認可を受けたものに次回以降というのは決していただい て、その対にアンダーライン等でですね、どこの設計を変更したのかっていう のがわかるように、
0:25:21	記載していただくのと、そこと次回表がきちっと整合する形で
0:25:29	申請を支出するようにしてください。



0:25:39	その効果を考えて承知いたしました。それからこれも全般的な話になるんですが、
0:25:48	当第2加工棟の星とり表ですね、これは今、通し番号で25ページとそれから28ページの例でお伝えしますけれども、
0:26:07	この申請ですね。
0:26:16	ちょっとさっき説明がなかったんで確認なんですけど25ページのほうの資料ですね補足資料0-2-25ページは、これは今回申請する。
0:26:32	所に添付する。
0:26:36	星とり表になってると理解してますんで、もう一つですね、次回以降の
0:26:45	悲しいがですね28ページに同じ移送の資料が続いて、これは
0:26:55	私のほうでも説明資料として、最終のイメージを最終の状況対応イメージして説明してくださいということで、お願いしたので、今回の資料には入ってますけれども、
0:27:12	あのね、確認なんですけど、これは補正の際には、今回の補正にはつかないのか使わないのかでつける必要はないと思ってるんですけど、つけなくてその次回申請時にこういうものをつけますという
0:27:28	説明であればですね。
0:27:31	今度これ見ると例えば第2加工棟の本体一番上の28ページの一番上の行なんですけど、全部白丸にかわっちゃってるんですね。
0:27:47	で、
0:27:48	まず、
0:27:49	最後の形は工事をしたものは最後まで黒丸要は-25ページの今回認可を受けたものは、その後、手を加えなくていいようにして管理していただきたいということですね、どういうことがわかるようにしていただきたい。その上で、
0:28:08	25ページのほうで注記して次回以降申請するということになっているものを、この28ページのほうで借りるときには、来工事がある場合は黒丸であるとか、講じなければ、2教科だけ二重丸とかですね。
0:28:25	そういう形で大きく変えていくようなイメージで作成していただけると、その表の活用というか、どういう状況申請状況になってるかっていうのが、
0:28:40	よくわかりますので、あわせてですね、この表に例えば、その次回以降新生児に今回先送りしたやつの安全機能のまた一部が追加されるとどこが変わったのかっていうのがわかんなくなるので、例えば本文の仕様表で、
0:28:58	アンダーライン引いた部分と同じように、丸印の下にアンダーラインを引いて、そこが今回申請部分ですよというのかもしくはあまり色分けしても白黒で見えませんが、何か若干マスキングを

0:29:15	していくのか、もしくは何かそういう形で識別できるような管理を指定するようにしてください。これはこの表ですね、最終の適合確認のときに、例えば第2加工棟の
0:29:33	もうに求められる安全機能について、これで見たとときに全部認可を受けました後でそれを
0:29:44	海についてはあの工事があれば、黒丸にしてるし、工事がなければ適合確認だけしたのなら二重丸であるとかですね、設計変更もなくて、場合は一重丸であるとかかなと思いますけれども、
0:30:02	最後に、この表でまずわかるようにしていただいて具体的な設計の内容はどうなっているんですかっていうと、これにひもづくし使用表のほうに具体的な設計が書いてあってそれが記載が、
0:30:18	一致しているかどうかということをよくわかるように管理するようにしてください。
0:30:24	ちょっと長くなっちゃったんですが、この星取表については以上になりますけど、皆さんの考えと違うようであればちょっと説明をお願いします。
0:30:40	原子燃料工業のかねず、今の内容の理解いたしました。従前の近隣のZ後任にはですね今回の資料で示した - 30 ページ、通し番号 30 ページ以降の
0:30:57	取り払っているものが何か関係政令の保管されるというようなんですけれども、
0:31:07	そしたら、今まで
0:31:10	最終の状況を示すために 28 ページの 7。
0:31:19	25 ページをお願いした評価をして決定経緯がありますんで、もう今回の刈取り表ができましたので、お話しされ、今コメントいただいた内容も踏まえて
0:31:36	その工事が借りられるかということも管理できるようにも使用料と星取表とやりとりを連動してその盛り取れるかな様子がわかるように、ちょっと検討いたしました。
0:31:55	いや、
0:31:59	はい、原子力規制庁ナガイです。そういう対応をお願いします。予算書確認なんですけど、そうすると補正申請時には通し番号 28 ページの刈り取り表そのものは、
0:32:15	添付されなくなるということでもよろしいんでしょうか。
0:32:20	原子燃料工業の岡田です。その通りです。はい規制庁永井です。わかりました。
0:32:28	はい。
0:32:29	それから、管理方法はそういう形でよくなんていうか資料館の整合もとった上で、どの市場で何を説明しようとしているのかということをよく皆さんの方で

0:32:47	なんですかね、考え方を整理して無駄な資料を決して無駄な資料を我々のほうでも作ってくださいということではありませんので、もう不要になってものであれば、それは
0:33:03	どんどんスクラップビルドといいますかね形で整理するような方向も検討していただければと思います。
0:33:14	次にですね同じく建物関係の資料になるんですが、
0:33:21	同 12 ページ通し番号 12 ページにちょっと戻っていただいて、
0:33:29	ここもずっと火災等をして使用建物の仕様表の火災による損傷の防止Cなんですけど、このちょうど雲マークで幾つかあるんですけど。
0:33:46	12 ページのですね、雲マークの中の段落二つ目のちょうど黒字で書いている火災区画の仕様を維持するために粉末を取り扱う設備機器を設置する火災においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼防止するための
0:34:06	措置を講じる管理って書いてあるんですけども、この絵でそういう記載がですね最後に、管理のことが幾つか設計個別の設置設備の設計資料に書いてあるんですけど、
0:34:21	これはどういう趣旨で使っているのか説明をしていただけますでしょうか。
0:34:31	このような内容でございます。管理としてのものは一般的な手続きとかで該当するもので設工認には直接といったらちょっと言い過ぎですけど。
0:34:44	その他の設備とかで、
0:34:46	該当するもので結構完了しますということで、意味で書いております。
0:34:53	はい、原子力規制庁ナガイです。確かおっしゃる通り、を対象になる、特にこのなんですかね、ケーブルルートの延焼防止のために措置を講じるっていうのはそのケーブルそのものが、
0:35:09	安全機能を有しているというよりは、その火災によって安全機能を有する中ウランの粉末扱う設備に延焼しないようにということで発生元ならないというのはわかるんですけども、ですから防護で設工認の認可においては、
0:35:28	同号対象が何かっていうことと、そのための設備を防護するための防護対策がどうなるかっていうふうな形で考えていたときにいろいろ許可で約束をした。
0:35:44	設備対応については、設計の認可を受ける対象として、その中のケーブルそのものを守るというよりは、そこで発生物とならないように、
0:35:59	な設計にするということで、認可対象にするようにしてください。ですから管理というよりはこれは設工認の認可対象として、
0:36:11	記載するようにしてください。
0:36:14	ということです。

0:36:16	土木要員でございます。正直ありました知見としてちょっといつの方、前まず記載のほうはあっていいんですけども、むしろ対応規制庁ナガイです。記載のほうはむしろあっていいと思いますけれども、
0:36:32	それからナガイなくては、設計適合性が確認できないので、建物のほうで一般的な記載として、全部書いてあれば具体的にこの該当する部屋の対策としてとっていただければ。
0:36:47	鉄塔ですので、一方ですね、本当に管理だけで何か
0:36:55	の対策をするようなものがある場合はいわゆる許可には位置構造設備の基準に基づいて設備で対応するものと、それから、ソフト、いわゆるソフト保安規定で対応するものがありますんで。
0:37:11	保安規定で対応することを記載するのであれば、それは設備の設計ではありませんので、
0:37:22	説明の設計の部分を申請書に記載した上で管理面の記載は保安規定で規定するというので、添付の説明書なりの説明書のほうにですね、
0:37:36	ここでは説明して約束しておいていただければ、これを使用する前の保安規定の変更のときに、ソフト対応としてその面を条文上現行なければ2次文書に落とすとかですね、いろいろあると思いますけれども、
0:37:53	そういう約束をここでここでというかこの申請の中の添付の説明書のほうに記載をしておくようにしてください。
0:38:07	工業用でございます。承知いたしました。はい。
0:38:12	これの今後補正する際にはですね、この辺の記載もよく注視していただいて点も含めて、この管理って書いてあるようなのはここだけではありませんので、
0:38:27	他もよく検討してですね、いただいてこれまでのコメント対応でこの記載していただいて、設備いわゆる設備設計上の防護対策として、設置するようなものとか、没水なんかでもありますので、
0:38:45	そういうものは必ず記載していただいて、設備設計としてのふさいであるということがわかるように明確にしてください。
0:38:56	はい。
0:39:02	すいません規制庁小澤です。今の点で仕様表においては、この今黒字でその管理って書かれているところについてはソフト対応なわけなので、仕様表にきたい。
0:39:18	当する必要は私はないと考えていて、それについては適合性説明のところで説明が必要であれば必要な支援を送っという理解なんですけれども、永井さんの説明それと矛盾します。
0:39:34	はい、原子力規制庁の永井です。ソフト対応とハード対応があると考えてますけれども、防護た設備の防護対策として、一般的な

0:39:50	設備側に何か施すものは、
0:39:56	設定しようとして記載してくう明確にしておくという。
0:40:02	ことだと考えてますんで。
0:40:05	例えばその、この間にですね。
0:40:10	まずねその次の
0:40:13	もうそうですけれども同じくもページの雲マークの次の来るものなんですが、電源に接続する設備についての記載がありまして、
0:40:25	被水対策で水の侵入による電気火災の発生を防止する管理ということで、これはですから、電気設備はこういうふうな位置に、いわゆる没水高さより高くなる位置に
0:40:43	設置するっていうことを
0:40:47	記載をしておいていただくという
0:40:50	ことだと思ってますけれどもそれは建物の火災区域の火災の発生防止の設計としてですね。
0:40:59	これ許可で記載に対応した形で記載がありますので、
0:41:06	そうそういうことだと思いますけれども、
0:41:11	規制庁座ですけど、言ってることはわかりました。ただこの管理ソフト対応で管理することを書けと言ってるのではなくてあくまでもハード設計として考慮の内容を書くということと言ってるナガイさんの説明はそういうふうに言ってることだと理解しましたので、
0:41:30	ソフト対応管理を仕様書に書くのは、
0:41:35	私はそういうイメージでは多分ないという説明をしていると思いますんで、あくまでも、例えば今ナガイさんが後で交互あとの雲マークのほうで御説明しても、これは没水水位も高くなる位置にする設計ナフサあくまでも
0:41:52	僕対応の管理ではないので、
0:41:55	そういうことで書いてくださいという説明だったと理解してください。
0:42:03	原子力規制庁の永井です。ちょっと説明の仕方があれだったんですけどもその通りです。
0:42:13	熊取のよろしいでしょうか。
0:42:15	原子燃料工業のイノウエでございます承知いたしましたするようにいたします。
0:42:22	原子燃料工業のフジワラでちょっと1点確認したいんですけど、設備と建物としての設計は我々はそういうふうにしますと書いた場合ですね、今後工事で、今回、許認可に関係する設備の正と申請の場合はそれを

0:42:42	ご確認していただく場合があるんでしょうけど、一般の当然商用電源いろいろ分電盤なりあって、工事で移動させたりとか、これは今後も
0:42:55	それが我々の保守保全そちらで対応していいという理解でいいんで、よろしいでしょうか。
0:43:03	原子力規制庁ナガイです。工事について、具体的な回答というよりは、一般的な回答として、設工認で約束をしているのが、その溢水高さより高くなる場所に、
0:43:22	はい、一般の設備であればですね、別に位置を特定して話これ設計してるわけじゃなくて、そこの溢水の高さよりも高くするっていうことが約束ですから、
0:43:37	この火災の損傷防止という観点だけで話せば、そういう位置に設置していただくっていうことで、
0:43:46	よろしいんじゃないでしょうか。
0:43:49	付け加えると今得て今の御質問は、それを資料表に書くかどうかっていう話も出られたのかなと思うんですけど、それは要りませんというのは、土地の仮定の話をされているのであれば要らないです。
0:44:05	これはあの工事の方法のところに書いていただければ結構。
0:44:12	現地での協力よろしく本会の今回の全体の工事が国の中にはいいんですけど、この設工認と別に当然事業者ですから、いろいろな許認可設備以外の工事もあるわけなんです。
0:44:28	当然分電盤というのはいろいろなところにあってですね、こういうものの移動なり取りかえの古くなれば取りかえられますし、そういった工事は、
0:44:38	一般的に発生しますので、その活動を書いたからといって許認可の対象になるかというところだけをちょっと確認させていただきたかったわけです。
0:44:49	原子力規制庁の永井です。ですからその分電盤そのものが安全機能を持っていないのであれば、当然認可の対象にもならないしそもそも加工施設やない一般の照明に電気を送る。
0:45:06	だけのところであれば、それは対象にならないんですけども、その建物の溢水水位より高くするっていうのを建物そのまま火災による損傷防止であるとか、その溢水の観点から設置するっていうのを一般的にや一般的っていうのは
0:45:26	エリアについては、この建物の火災による損傷防止の発生防止んとして書いてるんで認可を受けていただくということです。
0:45:41	あと現勢力工業あらへんございます。ただいまおナガイさんのお話ですと、主要病院の方にそういう設計にしますと、いうゆえ我々はそういう一般の分電盤とかですね規定のほうで、この高さより高いところに必ず設置するとの約束しようとしてたんですけど。

0:46:00	種類書けばも搬送がすっきりすると思いますんで、そういう対応でさせていただけたらと思います。以上です。
0:46:09	原子力規制庁の永井です。本規程側の記載については、また観点がちょっと違うと思うんですけれども、設置するときに、要は防護対象等防護対策。
0:46:26	よく考えて短絡的に判断しないようにして抽出してください。
0:46:35	もともと加工施設の中には、安全機能を有する施設そのものをは認可対象になってますけれども、その安全機能を有する施設が損傷しないように、
0:46:52	他の設備で何か防護対策を通るような場合はその防護対象となる建物であったりその中にある粉末扱う設備であったり、そのために、その近辺にある電気設備であるとかを
0:47:10	イノウエ、一応
0:47:13	制約制限するというのであれば、ドーズこの第2加工棟の一般的な記載に帰っ各界沼津書いていただくとあと管理面をどうするかっていうのは、
0:47:28	またいろんな観点火災防護のところ、じゃあ何も書かなくていいかっていうと、それは火災の防護大勢の手順とかに必要なものは落とすわけですね。
0:47:45	極端な例でいうと臨界農政核的制限値は設工認で変えたから許可から全部落としまして、そういうわけには当然いかないわけで、その点はですね、よく
0:48:02	皆さんの方で考えて設工認に記載するもの、保安規定に記載するもの、両方に記載するものをよく考えていただきたいということがお伝えしておきます。
0:48:23	今現在新たにでございますそういうふうを考えて記載させていただきたいと思えます。
0:48:31	いやあのね原子力規制庁ナガイです。建物関係は以上になりますけれども今基本いつかドレン基本的な考え方を確認しましたけれども、ずっと続いて設備関係で、
0:48:46	やはり同じような確認をしていきたいと思いますんで、設備関係については、補足資料のほうの通し番号の31ページ。
0:48:58	からですね。
0:49:01	どうぞ。
0:49:03	資料の0の補足資料の0-3からなってますけれども、これは輸送容器搬送コンベア上で幾つか確認してほしいと思いますんで、一つ目なんですけれども、先ほどヶ田さんの
0:49:21	説明があったんですが終了で言うと36ページですね。
0:49:31	の例で確認しますけれども、36ページの例えば外部衝撃による損傷の
0:49:40	帽子であるとか人の不法侵入、これは第2加工棟は、
0:49:46	ていういわゆる建物側で

0:49:52	記載するということでしたので、
0:49:56	何だろ補正の段階で設備側のほうにはこういうのは記載しないということで、今日きょうの面談はそれを
0:50:06	なんていいますかね、説明するためにあえて変えているということで理解すればよろしいでしょうか。
0:50:16	原子燃料工業の岡田です。当初のこの設備第一次設工認の設備関係ですけども、次回のほうに外部衝撃についてどのように書いておりますのでそれを
0:50:35	機械的に戻したってというような形で考えた上で機械的にシステムを直していくという形を考えておりましたけれども、建物設備の取り合いとかそういうことを考えた上での
0:50:54	最終形になっていく形でここからの不記載を見直すと考えております。
0:51:04	原子力規制庁ナガイです。わかりました補正の際に対応していただければと思いますので、そういう形で削除するときに、
0:51:15	ページで言うと、今度は 30、
0:51:21	8 ページですね。
0:51:25	これはもう水位別表閉の 2 - 1 - 2 で括弧第 1 時と書いているんですけども、
0:51:35	この輸送容器を搬送コンベヤっていうのは、第一次申請で申請したものを今回、
0:51:48	再度認可申請をするときに、
0:51:52	何を認可申請をするということなんでしょう、この一次っていう意味とちょっとあわせて、
0:52:03	説明していただけますでしょうか。
0:52:08	はい。
0:52:09	原子燃料工業の金戸です。今後回位安全添付資料 2 の参考資料として、このような形で出しておりますのは、あとは使用状況が
0:52:27	今の第一次申請のものである程度、当時のものを今回のその代表事例は
0:52:36	今後ということで、
0:52:41	多いつけるということもありますので、この 38 ページの表で取り消し線での形で表現して、福祉施設かどうかは、
0:52:58	あるんですけども、申請として適切かとかですけどもその消した線で続いて、今回の第 4 次申請みたいに加工棟の建物と火災感知設備とか登場しますので、
0:53:15	そちらのほうで借り取れると。
0:53:18	いうところを、



0:53:22	消して、見え消しの形でしているして参りまして、今回の第4次申請でも刈り取れない部分が
0:53:34	逆に、取り消してないのはですね、その一旦応答が見た目でもわかるように、このような記載。
0:53:48	を考慮しておりました。
0:53:50	変えた原子力規制庁ナガイです。わかりました。この表とそれからちょっとページ戻るんですが、34ページのいわゆるこれら刈り取り表という表だ点に
0:54:06	表3、2-1の
0:54:09	1ということで、これ刈り取り表等を行ってますけれども、これはイコール、この表の今までオカダさんから説明のあった内容と、この内容と同じことを言っているということですか。
0:54:29	原子燃料工業の岡田です。
0:54:31	34ページの教頭損3438ページの方をしております。
0:54:42	はい。で、えっとですね、この34ページの表に対応しているというのはわかりました。ここでちょっと臨界の防止のところの具体例に入るんですけども、
0:54:58	設計番号3.1F1の単一ユニットの臨界安全の話と、それから複数ユニットの臨界安全が書いてありますんで、これはちょっと一時の時のもう一度を
0:55:16	皆さんの方でも確認していただきたいんですけど。
0:55:21	一時のときに、この単一ユニットのその条件というのは、1個1個の設備で設定はして、一旦はんのかもしれませんがこれはいわゆる臨界計算で一式で
0:55:38	何か評価していたのかそういう第一次のときに、認可を受けた範囲であるかっていうこともちょっと注意してですね我々のでも今後見ていきますけれども、記載はあったにしても、
0:55:53	認可対象範囲がどこまでだったのかっていうところですね、確認するにしてください。それから、この臨界については、の技術基準の技術的な要求事項が変更ありませんので、
0:56:11	許可がで、特に変更がなければ、既認可と、その臨界の設計が全く同じというのであれば、添付の説明書のほうにですね、
0:56:25	既認可から変更ないっていうことがわかるような記載とそのまま既認可のところでもう適宜御説明をしてるということで、添付の基本方針書のほうには、
0:56:41	記載があるかどうか、確認をするようにしていってくださいで巻き認可であれば既認可のときの認可番号であるとか、トレースできる番号は3項に記載してするようにしていただければ、
0:56:58	結構ですので、何かの臨界の計算書ですね、

0:57:03	設工認の段階で添付しなくてももしくは許可の段階できちんと説明されていれば、そういう説明を出されていることは確認をするようにしてください。
0:57:20	原子燃料工業の岡田です。基金カーの延長に関する情報を得るといふふうに仮定を行い、その旨を添付書類の適合性で図面の中できちんと明記してやるうとして性状とか、
0:57:39	はい、構成いたします。はい。規制庁ナガイですので、少しでも変更があったり、壁である臨界のなんか工事があったりですね、あとは、
0:57:54	設備機器が一部追加になって領域内の設備機器が追加になって立体角の評価を新たにしているような場合には、当然、今回新たにですね、評価。
0:58:08	何していただいて、認可対象に含めていただく必要がありますので、その辺はよく留意して
0:58:20	添付の3を説明するようにお願いします。
0:58:28	原子燃料工業の岡田です。承知いたしました。
0:58:33	はい。これはここまでは原子力規制庁ナガイです。基本的な考え方といいますかね審査会合以降ですね分割申請する場合の取り合いであるとか設備間の
0:58:51	取り合いの確認をしましたけれどもよく整理はされていると思いますけれども、
0:58:59	その整理の考え方に従って、どう補正のほうのに反映していただいて、いろいろな資料がありますので、関連する資料が整合していることはきちんと確認をするようにしてください。
0:59:29	原子力規制庁ナガイです。とりあえずまず最初の確認以上になりますんで、引き続きまして、個別、今回の資料で回答いただいた中の個別の確認をしたいと思いますけれども、
0:59:46	最初に設備機器の地盤耐震関係について確認をしたいと思います。
0:59:55	うちのヨシムラから確認しました。
0:59:59	規制庁の吉村です。
1:00:02	ですね絶対後今回答コメントの回答一覧でいただいている。
1:00:08	回答内容については一通り全部過去の分も含めてちょっと確認はしました。
1:00:16	概ね反映されてますが、前回のうち、面談で確認事項とした確認させていただいた内容について、3点ほどちょっと今から
1:00:32	コメント申し上げますので
1:00:36	これについては私のコメントの趣旨理解できれば実際の改定のところで配慮していただければ結構だと思います。前回の今回
1:00:51	コメントの回答の一覧表で番号がつけられてますが、
1:00:56	その中でページで言いますと22ページ。
1:01:02	に当たりますなぜ回答番号としましては4 - 9

1:01:07	というところで、
1:01:09	これは前回の1月8日の面談の時いいコメントさせていただいた点で、
1:01:16	今回の回答で言いますと補足資料
1:01:20	補足資料ですと1 - 51万といういわゆる最新設計の基本方針書に絡む部分です。
1:01:30	この中前回のコメントの中で、
1:01:35	これはを対象とした真空加熱すると課題が大分についてモデル化の考え方基本方針書のほうに反映していただきたいというコメントをしました。
1:01:51	これに関しまして等、これは必ずしも基本方針書ですので真空加熱炉に限った話ではないんですが、
1:01:59	今回、
1:02:03	補足資料の1 - 51.01のページで言いますと228ページ。
1:02:12	通し番号で言いますと228ページ申請書番号申請書の盤へ伝播する治山1397ページに該当する部分ですがここでいわゆる
1:02:26	設備機器の部材の強度評価方法のとして、
1:02:31	モデル化の考え方。
1:02:34	これは剛体として評価するかはりモデルで評価するかというような考え方についてちょうど雲マークで赤字雲マークになりますがこれで変更案を追加していただきました。
1:02:49	読ませていただきましたが率直に申しますと、ここに書いている記載内容では、
1:02:57	例えば強度に問題がないと明らかに判断できるものについては、剛体としてモデル化する等というような、極めて抽象的な書き方で、具体的にどこの何を言ってるのかというのが全くわからないので、
1:03:14	これ記載を少し間検討しなくっていただきたいんですが、記載の方法としては、
1:03:24	今回申請対象になっている評価対象機器ですね。
1:03:29	例えば評価対象機器のこういう振動数倉真機器自体が防火ちゅうかとかいう観点とかあとはどうい
1:03:39	それで、合成の材料を使ってるかとか、それから機器の構造としてどうかとか、そういった評価対象の特性を踏まえて、どういうモデル化を考えたかということに記載していただきたいと思います。
1:03:57	というのは今回
1:04:01	耐震計算の計算書が全く、今回省略されるという、最初の係数で基本方針相だけになりますので、基本方針書として具体的にどういう解析をやったかということが理解できるような

1:04:20	記載を心がけていただきたいと思います。
1:04:24	これが
1:04:28	第1点目のコメントです。この点に関して特に確認事項ありましたらお願いします。
1:04:38	原燃工のほうでございます。個目ページ理解いたしました。もう少し具体的で、どういうモデルが落ちるかがわかりやすい記載できて修正をさせていただきます。
1:04:49	規制庁の吉村です。よろしくお願いします。
1:04:53	そのあと2点ほど今回修正を改定案として出していただいた内容についてコメントさせていただきます。これは特に主旨理解できれば修正案の方に改定時に反映していただければと思います。
1:05:11	具体的には第1点目としましては、
1:05:18	この補足附属説明資料の1-51の
1:05:23	ページで言いますと229ページ。
1:05:27	に当たります
1:05:29	その中で今回代表点数として実際に計算で使われてるものを、を追加していただいています。
1:05:42	それで
1:05:44	これは前は鋼構造設計基準で一般的な使われている、例えばヤング率等が記載されてましたが実際には高温材料を使っていますので、こういう場合の具体的な数値の出店を
1:06:00	追加していただきましたが、
1:06:02	このうちですね
1:06:06	例えばこれ ■■■■■ で使われてる材料のヤング率が書かれてますが、
1:06:14	これについての出店これ設計規格、設計建設規格を引用してますが、
1:06:21	例えば具体、これ
1:06:25	高鉄炭鋳。
1:06:27	というふうに書かれてますが具体的にこれどういう材料の予約率を使ったのか具体的な材料名を記載していただきたいと思います。
1:06:41	あせてこのページの表4の材料定数の出向等、ちょっと機械的な話ですが、出典名をいろいろ記載されてますが、例えば設計建設規格の場合には、
1:06:58	同じ架空を引用しても、ちょっと書きっぷりが違う。
1:07:03	ケースがありますので、例えばステンレス鋼はちょっと省略したような形で出されてますので、これは必ず統一した書き方で修正していただきたいと思いま

1:07:13	これが表 4 に関する 1 点目ですそれから次競合に関して今回追加いただいて、
1:07:21	追加修正いただいた点について、1 点コメントします。これは
1:07:26	兵庫の材料で、
1:07:31	これも高温作業のF値の条件ですが、
1:07:35	高温材料を炭素鋼の場合の高温材料とF値を
1:07:41	機械学会の建設規格食うから
1:07:46	数値を引用してます。ちょっと具体的な数値は言いませんが、この引用された数値が
1:07:56	これ断層厚の数値だと思いますが、
1:08:00	同じく同じ材料の
1:08:03	いわゆる常温時の
1:08:05	通常一般鋼構造設計基準で従来から出ている数値Gの材料と引用されている機械学会の
1:08:16	該当する数値にちょっとそこがあるように見受けられます。機械学会の材料は三種類ぐらい。
1:08:26	記載されてますので、これ常温で使ったAFCに対応する数値であればちょっと数字が違うような気がしますので、これちょっと整合性について確認をお願いしたいと思います。
1:08:42	以上です。
1:08:46	金子でございます。共用については、幾つ企画の名称トピックスやっぱり具体的な外部については適用させていただきます。表については、ちょっと確認をして必要があれば修正をさせていただきます。以上です。
1:09:01	規制庁ヨシムラです。よろしくお願いします。
1:09:05	はい。原子力規制庁ナガイです。今の点については、当然補正の中で反していただくんですけども、どういうふうを考えて補正といいますか、反映したかという点については、
1:09:22	補正じまもしくは補正後に補正時にですね、本日の回答を書面にさせていただいて、合わせて該当するようにしてください。
1:09:39	ありがとうございます。承知いたしました。
1:09:41	はい。
1:09:45	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きましてですね、建物のごめんなさい。建物ですね、建物関係の耐震その他溢水等ですね。
1:10:00	事実確認事項あれば、タケダのほうからお願いします。

1:10:08	規制庁の武田でございます。形のほうから1点だけですね、コメントというか、ちょっと検討いただきたいのはございます。
1:10:19	コメントの番号で言いますと4-7になります。
1:10:25	はい。
1:10:26	コメントの内容が確保第2項高等のF3竜巻で想定する損傷の程度が事業許可と整合しているのかを説明いただきたいというものでございまして、
1:10:39	これを
1:10:41	99-B4という設計番号で説明は今日追記していただいております。
1:10:48	補足資料で言いますと、通し番号、通しページが17ページですね。
1:10:54	はい。
1:10:56	ここで記載をしてもらっているんですけども、
1:11:03	夫婦圧力に対しては、風荷重に対しては、基本的に外壁が持つんですけども外へ飛来物に対しては、一部破損して内壁で防護して、
1:11:16	真ん中にあるちょうど設備とか応募できますよと。そういうふうになっているんですけど、ちょっと文章だけではイメージできないっていうのと、本当にその通り防護できるのかっていうのがわからないっていうのがありますので、
1:11:31	ちょっとこの辺をですね図示していただきたいと思っております。
1:11:36	例えば資料で言うと103ページから106ページにですね、F1竜巻が防護ラインとかがあると思うんですけども、
1:11:47	そこにちょっとこのF3竜巻に対しても、
1:11:51	あわせて改定追記をしていただくとかそういうふうな対応をですね何か検討いただきたいと思っております。
1:11:59	タケダからは以上でございます。
1:12:08	原子燃料工業藤原でございます。
1:12:12	今の事業所の場合ですね敷地が狭いのでいろいろな方から違うものが飛んでくるといようなことになるので、
1:12:23	例えば高温に扉があるんだと事務費がこのような形で、という前提の部分までやらせるっていうのはあるんですが、
1:12:33	イメージをわくようにさせていただきますけどそれを申請書の一部になるんですけど、回答資料ということになるんでしょうか。どちらにさせていただければと思うんですが、
1:12:49	これはその他の安全機能に対する対応に対しての審査になりますので、申請書の中で記載をお願いします。
1:13:05	原子燃料工業の藤原でございます。はい。ちょっと基本方針書もしくは座りの良いところにですね、記載させていただきたいと思います。

1:13:17	以上です。
1:13:19	規制庁タケダです。お願いします。
1:13:24	また、原子力規制庁の永井です。今の点についてもどういうふうに対応したかっていう回答については次回の面談で書面でですね、該当するようにしてください。補正がさっき出ていれば補正の何ページというような回答で、
1:13:41	あと後はどういうふうにしたかだけ、回答していただければ結構ですので、そんな形で書面で回答するようにしてください。
1:13:52	原子燃料工業局長あれです承知いたしました。
1:13:58	はい。原子力規制庁ナガイです。あともうそんなための設備関係について確認したいと思うんですけども、ちょっとその前にですね、先ほど第2加工棟の資料でいうと、ページ通しページの
1:14:14	12ページになりますので火災による損傷の防止でちょうどこのマークのついているところで何々を講じる管理ということで、質疑応答しましたけれども、
1:14:32	ちょっと具体的にといいますか、オザワの方からも補足であった通りですね、この仕様表には、いわゆる保安規定で規定する管理のことは記載する必要はないということですね。
1:14:48	それから、ただ管理ソフト対策いわゆる管理で安全を担保するものがある場合には、添付の説明書のほうに、保安規定でこういう管理することを規定するっていうことを一言。
1:15:07	述べていただければ結構です。その上で、ちょっとこの例だとわかりづらかったんですけども、
1:15:16	13ページですね。だから通し番号13ページで内部溢水ですね、ずれによる損傷防止の一番最後のところ、3の
1:15:31	7の例でお伝えしますけれども、ここはですね、第2加工棟の中の粉末ウランは使う設備フードが設置されている部屋があるんですけども、その設備に
1:15:49	いわゆる一般配管とかユーティリティといいますか、の配管がありまして、一般配管これは緊急設備の
1:16:08	違いますね一般配管がありまして、そこに映写水位版を設けるということで、これも本来ならば、設備側のほうの防護対策として、まず架空
1:16:23	という考え方もあるんですが、現地確認を行ってみますと設備のほうは、いくつか並んでる上にですね、配管がずっと通ってるんで、1個ずつ、どういうふうに
1:16:39	認可を受けるかっていうのを整理して記載してくださいということで、これまでにコメントした事例があって、一般配管だから、そこを1個1個認可を受けるというよりは、
1:16:57	この斜水盤しゃ水番ですね、地下水盤とかあの防護防水カバーを所一般配管に設置するのは第2加工棟のほうで、いわゆる全体を通してか。

1:17:14	認可を受けれるということで記載してくださいということで、記載しますということで今回御説明がこの3-7の回答があったと思ってますですからここは何々する設計って書いてあるので。
1:17:30	のす。そういう形ですね、
1:17:34	お伝えしていたものですので、電気ケーブルについても基本的には同じで、一般の電線に対してハード対策をするのであれば、
1:17:49	火災の発生防止ということで記載してくださいとお伝えしたんですけども、ソフト対策との取り合えといいますかねどっちのほうでどう書かなきゃいけないっていうのは、隙間がないようにしていただければ。
1:18:05	結構ですけども設工認のほうに書くのは、いわゆる設備対応として、こういう
1:18:12	対策をとるということを記載をするようにしてください。
1:18:21	ちょっと違う例で説明したんですけど、よろしいでしょうか。
1:18:28	あぶるようなものでございます。承知いたしました。次の方も確認しながら、あわせて拒否しません。
1:18:37	はい、お願いします。それではを引き継ぎまして共通的な事項というか、ここからですねちょっと資料について、資料の順で不明な点が、
1:18:52	ありましたので、幾つかの確認をさせていただきます。
1:19:01	ですね、
1:19:04	どうぞ。
1:19:05	42 ページ。
1:19:08	ごめんなさい、通し番号の40ページからですね。
1:19:17	これは燃料棒保管ラックB型の
1:19:23	申請書の仕様表になりますけれども、
1:19:30	そうですねすみませんここちょっと重複しちゃうんで、やめます。アンダーラインのところを確認しようと思ったんですが、先ほどと同じで、第2加工棟で借り取るものはもうそれでいいということで結構ですので、
1:19:50	これですね、すみません50ページになります。
1:19:58	で、
1:19:59	49ページですね、行ったりしてすみません通し番号の49ページにですね、線やモニターの検出器の仕様表がついてますけれども、
1:20:14	この中で、安全機能を有する施設。
1:20:19	の
1:20:21	14.2 - F1 っていうのはありますんでちょっとこれごめんなさいエリアモニターの例というよりは違う例がよかったかもしれないんですが、ここの文書記載呼ん



	でいると、当該施設の安全機能を確保するための検査試験並びに当該安全機能案。
1:20:41	健全性を維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計と
1:20:49	いう記載があるんですけど、この考慮した設計っていうのはどういう趣旨で記載しているのか説明をしてください。
1:21:21	原子燃料工業の鎮目でございます。保守機能が行うところはこの辺、エリアモニターし定期的な点検等もありますので、そういった補修修理ができるように、
1:21:37	設計するという前提が合わせていただいております。
1:21:45	はい。原子力規制庁ナガイです。ということであればですね、これ技術基準の要求事項への適合を我々のほうでも審査してますので、これは技術基準規則の14条のに対応したものを、になりますけれど、
1:22:05	もうこれをこの保守または修理ができるように設置されたものでなければならぬというのが要求事項ですので、当然考慮した設計なんですけど、こういうところの記載はですね。
1:22:20	終了及び保守及び修理ができるように設置するとかですね、いわゆる技術基準の要求事項に対して、よく適合性を適用しているという設計であるということは、
1:22:37	わかるような記載にですねしていただきたいと思いますが、
1:22:43	来てくださいということです。
1:22:45	よろしいでしょうか。
1:22:47	原子燃料工業の考えでございます承知いたしましたので、この部分だけじゃなくて、ここもOK展開見直したいと思います。
1:22:58	はい、原子力規制庁ナガイです。それから、今般の次のページの50ページなんですけど、
1:23:06	ここで注記のですね、欄外の注記に例えば括弧2がありましてこれは間違っ てなければいいんですけど非常用発電設備No.1張り10発電機とかの
1:23:21	同じような爆轟が名称が沢山並んでまして、すべてええとは言わないんですけど、各機器番号ですね、さっき、次回以降の話もあったんですけど、こういうところもですね、基盤を書くことによって、
1:23:39	もし意識に記載をこれ正確に書かれているということはわかるんですけども、でも結果として御同等の設備なんだろうっていうのは、それでもわからないし、いろんな資料と突き合わせたときに、
1:23:55	番号ですね、できるだけ既設すべてとは言わないんですけども、できるだけ併記するようにしてください。
1:24:06	はい。

1:24:10	個人情報でございます。管理版を本日用意いたします。
1:24:17	はい。特に規制庁ナガイです。特に同じ名称が違うA部屋とかにある場合には必ず番号は記載するようにしてください。
1:24:34	はい。
1:24:37	原子力規制庁の永井です。続きまして 56 ページの補足資料の 1 - 7 になります。
1:24:47	ここでは人改革利益に一部その開口がそう生じている点についての説明なんですけれども、この説明の中で、
1:25:03	輪郭利益で、そのユニット隠れる位置関係としているということなんですけれども、いわゆるに臨界を考えると、反射であるとかそういうのを考慮をしなくてよいのかという。
1:25:20	ことについてですね、ちょっと不明なんで、
1:25:26	明確にさせていただいて、その上で何点か説明させていただいてその上で最終的にですね、こういう事実に基づいて結論ですね。
1:25:39	臨界安全上、ちゃんとが確保されるということと、それからいうことを記載してください。この後ちょっと確認するんですけども、この部分の評価を何か臨界の領域を超えて、
1:25:56	新田各号のの確認するというような説明のくだりがある部分がありまして、そういう点も踏まえてですね。そういうことは許可を踏まえた評価になっているのかというのを、
1:26:11	わして確認していただいた上で、結論ですね許可にも適合してるし、技術基準上の要求事項も適合して臨界を確保しているという結論を皆さんとしての結論を
1:26:27	必ず書くようにしてください。
1:26:39	原子燃料工業の伴です。とにかくに関しましてその評価で考え方ですね、そういった評価も踏まえた点を基本ポジションにまとめることを明記したいと考えてます。
1:26:58	はい、はい。原子力規制庁ですナガイです。今の電話の書面で回答するようにしてください。
1:27:07	それをですね。
1:27:22	引き続きまして、
1:27:25	補足資料の
1:27:30	1 の
1:27:33	45 から始まるバーの幅になりますけれども、
1:27:42	この中でですね。

1:27:49	ちょっと260ページSRの通し番号でいうと、260ページに、
1:27:59	なるんですが、もうも先ほどもちょっと関連するのをお伝えしたんですよ、これは星取表とっていただいた点に表1-1で建物関係の星取表があって、これはあの、回答の中のちょうど番号が雲マーク1の71の
1:28:18	回答と書いてあるんですけども、
1:28:22	市表はですね、附属設備のファンの代表廃棄物貯蔵棟に設置する設備機器附属の設備機器非常用設備等が記載がありまして、
1:28:38	一番左側ですね地震や地盤のところの二重丸があるのとそれから安全機能の環境条件とこも二重丸が、
1:28:52	記載されていますので、これは新設ですので、
1:28:59	非常用設備についても工事があるんじゃないかと思うんですけど、今回直されてきたのは、不燃難燃の所しか直したいんですけど、これはもう新設ですから、一式全部工事を伴うものということで、
1:29:18	その黒丸にしてくださいで先ほどもお伝えしましたけど、全体ですね、言われたとこだけじゃなくて全体として、確認するようにしてください。
1:29:41	委員の方にございます。拝承いたしますといたしました。
1:29:48	はい。
1:29:50	それから、補足資料の2-1ですね通し番号ですと264ページから
1:30:01	になるんですけども、ここで先ほどもお伝えしたんですけど、復水に土のう全体配置どうから始まってこれ図2-1の(4)から始まってますけれども、意識いろんな
1:30:17	今雨水の計算があるんですが、もし、こういうのもですね、既認可のものであれば、改めて
1:30:31	説明して、今説明としては、本日の資料としてはこういう形になるんでしょうけど、既認可かどうかで今回条件を変えて、再検査しているのかっていうでもわかるようにしてください。先ほどのコメントに含まれてる話でしたけれども、
1:30:49	してくださいということですね、もう一度264ページに戻るとですね、御社の確保しつつ前はこの臨界評価は非常に複雑になっておりまして、1この200通し番号264ページの図2-1の
1:31:09	この一点鎖線で太いですね一点鎖線で単一ユニットの範囲が記載されていて、本申請で適合性を確認。
1:31:21	する範囲とそれから当黒グレーの一点鎖線のところですが、これは次回以降の申請で適用確認をするということで、
1:31:37	複数ユニットの話と相対値というのが非常に入りまじって分割をしているので本来であれば、一つの領域については全部の申請を完結する形で出していたきたいんですけども、

1:31:55	単一ユニットそのものが、この領域はもう分割されて次回以降のでもありますので、当然臨界の評価についてはですね、全体をこの領域の複数ユニットの
1:32:11	評価については、この耐注意度が確定しないと
1:32:17	当委員会できないので確認のしようがないので次回以降ということになっていきますけれども、できるだけそれもなくなるようにですね、していただきたいというのと、それからこの青色で表面間距離も書いてあるんですけども、
1:32:36	それ以外の次回以降、認可を受ける単一ユニットの反力ですね非常に複雑になってきますので、この距離も、
1:32:48	どういうふうに認可を受けるのかってことですね例えばその2-4の(7)の
1:32:55	左上のほうに体制に言ってはあるんですけども、今回申請範囲との距離は何か記載されているんですが、
1:33:07	下のユニットしたっていいんですがこの図面上、下のユニットとの距離であるとか、いろんなところに、核燃料がありますので、
1:33:23	その全体を通して、最終的にどうしようとして途中で、今の段階で
1:33:31	認可申請できないのであれば、こういう設計については次回以降に、
1:33:40	申請するという選択肢も検討するようにしてください。今回申請するというのであれば、きちんと
1:33:51	単一ユニットであるとか、表面間距離であるとか含めて複数はどうしても次回こうなるとは思いますけど、それも
1:34:00	最終の形も見据えてですね、申請していただいても、一部の距離も、
1:34:08	申請できないようであれば、もう次回以降ということで、その範囲を明確にするようにしてください。
1:34:24	よろしいでしょうか。
1:34:28	原子燃料工業の藤原です。今ご指摘いただいた前者の見直しも見直さに今回の申請か次回に先送りするのも含めまして、ケーブルのいたしまして、補正申請書に入りたいと思います。
1:34:45	はい。
1:34:47	はい。原子力規制庁何回ですけどもこの図の中で細い線で矢印が書いてあるのは、次回以降っていうのはまあわかるんですけども、全体としてですね、
1:35:04	位置関係も含めてですね、相対的な位置とかユニットの一応明確にした上で、
1:35:16	説明できるようにしてくださいということです。
1:35:23	よろしいでしょうか。いろいろ臨界計算の条件の中にこういうのは入っているのであればその単一の中では完結していただかないとそう単一ユニットが成立しないんですけども、

1:35:39	今度そのユニット間の距離については、いろんな配置上の関係もありますので、一応ちゃんと特定した上で申請するようにしてください。
1:35:55	太平洋工業フジワラですと自体も、はい。
1:36:01	それからですね、同じく臨界関係で、
1:36:07	ろう。
1:36:09	さっきちょっとお伝えしたのが関連するんですけど 347 ページ、通し番号のですね。
1:36:19	ここで今回臨界の核利益を軸組図に踏み込んだ形で説明をさせていただいてるんですけども、その中で 1 点確認したいのはちょっとさっき瀬、
1:36:38	後程説明しますということでお伝えしたり下の表のですね、図八 2 - 1 - 1 - 1 (9) の図の例なんですけど、これは臨界隔離壁の中の
1:36:52	往々に開口部があるってということで四角の中にバッテンが書いてあって、その*
1:37:01	のところですね、立体角で考慮した開口部という記載があるんじゃない、これはどういう意味ことを意味してるのか説明していただけますでしょうか。
1:37:16	はい。
1:37:19	原子燃料工業の内海でございます。通し番号 347 ページのですね、当委員会安全評価で考慮した開口部に追加なんですけれども、復水にと法令に低下
1:37:35	で評価を行う際にですね、やはり隔離にきいて存在しております。仮想の単一ユニットとして評価している場合がございます。そういう数えほぼステップへ考慮した場合今後こちらの図に、
1:37:52	立体格好で考慮した開口部として載せております。
1:37:56	原子力規制庁ナガイです。わかりました。わかりましたということなんですけど、そもそもそう許可で適用性を見てときにまずそういう隣の領域と縁を切るために臨界隔離壁があると思うんですけどね、そういう評価も、
1:38:16	踏まえて行うということ等がですね今日カーを踏まえた設計であるってということ、それから
1:38:25	実際にこれをいわゆる保守側でな結果となっているのであれば、そういうことが今回多分初めて出てきたんだと思うんですけど、既認可どっから変わらないのであれば、既認可の
1:38:40	通りということを他の説明の中でも、許可と変わらないのであれば許可と変わらないそれで既認可と同じであれば、既認可でも説明している内容であれば、そういうことがわかるように、
1:38:55	してくださいということですね、その反映した形の日 351 ページに、ここも参考資料 1 の開口部の扱いということでさっきも何か似たような説明があちこちですけど。

1:39:11	整理した上でですね、今説明のあった内容で、まず安全は確保されてますということを書いた上で、それが許可の方針に基づいているということと、当然技術基準に
1:39:28	適合しているということを結論ですね、さっきそれを記載してくださいということですので、しかもさっきもお答えしましたけど反射条件であるとかその他の条件も踏まえているのであれば細かく書かなくても結構ですけども、
1:39:45	何か考慮すべき事項がちゃんと考慮しているのであればそういう単にこので領域大臣と隠れる配置というような形で記載があるんですけども、まずこういう記載スルーで。
1:40:03	必要になるのは、耐まず単一ユニットがどこの座標のどこに設置されてるかっていうのは、本文中に記載した上で、まあそういうものを引用しつつですね、努力にどれぐらいの裕度を持ってっていうのはこの評価結果を踏まえて、
1:40:20	そういう場所に配置するっていうことですね、がわかるような説明をするようにしてください。
1:40:34	先ほども議論を聞いてございます。ご指摘の点、承知いたしました。またですね、臨界隔離壁に混乱する開口部を仮想のユニットとして扱うといった内容につきましては、許可で今説明しておりますといいな。
1:40:49	どっかからも説明している通りで、本設工認でもあまりそういった開口部の取り扱いについては変更はございません。
1:40:58	改組いたしまして、申請書のほうに反映させていただきます。
1:41:03	はい。
1:41:04	いやその点はそういう対応をお願いしますんで、その回答は申請書のほうに反映した上で、後日ですね。この回答として証明にで記載してください。細かく書く必要はないんで、補正に反映されていれば、その他、ページを引用する。
1:41:24	な形で結構ですので説明をしてください。
1:41:29	はい。
1:41:31	ついてございます。送気いたしました。
1:41:37	それとですね。
1:41:42	以上です。
1:41:44	3日原子力規制庁ナガイです。
1:41:46	引き続きまして、
1:42:00	通し番号で言うと392ページ、これは耐震設計の
1:42:07	話になるんですけども、
1:42:11	次に、

1:42:13	Tall表 13 っていうのはあるんですが、通し番号 392。
1:42:20	S
1:42:23	で、これも不明の点なんですけど、この表 3、表 13 の中に、
1:42:29	真ん中辺にですね閉止部の というのがあって、それずっと一番右側行くと最大検定比が記載があったアスタリスクの 2 だ、記載がありますここは
1:42:46	もうマスキングするという前提でお話しますけれども、
1:42:50	も検定比が 1.0 以下でアスタリスクの 2 と書いてありますので、それを欄外見ると、地震に対して必要な塔施工接着系アンカーボルトは、
1:43:05	13 が 1 本であるが、実際には閉止部の様子見に ■■■■■ で施工するため、十分に安全であることを確認して書いてあるんですけど、これはどういう意味を
1:43:22	何を説明しているのかで実際にどのボルトを認可、これ、このボルトで認可をするっていうのを受けようとしているんでしょうか。
1:43:35	スケジュールもわからないんですが、こちらですね、既存ガラリがついていることによって撤去したりした扉の部分を扉はボード外してパソコン緑に比べるという。
1:43:50	工事なんですけれども、評価上ですね。ええと実際のその埋めるコンクリートの重量が地震で脱落しないようにするには、■■■■■ ですね、これは既存の具体に ■■■  新しいコンクリートと既存の比率なれば、
1:44:07	せん断破壊で新しいコンクリートの部分が脱落するということはないんで、それぐらいの地震力ですというのあれば十分なんですけれども、例えば 2 メーター × 2 メーターの開口でしたら、4 週全部ですね通常 ■■■■■ ぐらいで、
1:44:26	ホールド差し込みます。それではよろしゅうだと思う。■ まで待つんですかね。
1:44:32	それが既存の鉄筋と干渉しないで、一応選りながら打ち込んでいくということがあって、評価上 1 本あれば十分ですけど実際には ■■■ とかうちので全然体力的にも大きな課題で同期あたりにはなりませんということで、
1:44:49	もう認可を予定している写真の模型協働というのは図面のほうで開口閉止部という形で記載させていただいても認可を与党もいます。以上です。
1:45:03	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました。皆さんの申請書のつくり込み。この例だけじゃないですけどまず評価で安全であるっていうことと実際にどういう施工するのかっていうことを
1:45:19	なんですけど最後に御説明のあった通り、まずはにこういう評価をした結果、実際に認可を受けようとするのは、そうすると、その辺支部の今様子見っていうか、ちょっと ■■■ 長大きさがちょっとわかりませんけれども、
1:45:38	■■■■■、1、1 日間以下っていわゆるかね場所によってえさ資金できないような場所はあるのかもしれませんが、■■■■■ 以下で

1:45:54	設計、設置するっていうことを認可を受けようとしているということですかね。そのそうするとそれは1本あれば、評価上十分ですって評価をこれは
1:46:10	基本方針書ですので、評価のほうは、1本で十分という、そういうことを説明しようとしてるってことですか。
1:46:24	来てるものではないんでございます。課長の伊藤でいいですので、判定基準としては、もう
1:46:33	以上3点サポートという事情でまた別にということで、我々検査しようと思っますけれど、当然、B系に一つだけとかではなくもっとたくさんおそろいになるので検査で合格我々の事業者検査に合格すると。
1:46:50	ここに記載しております。
1:46:53	はい、原子力規制庁の永井です。ですからその時は当然融度もあるので、実際ちょっと施工図面との対応を皆さんの確認していただきたいんですけど、実際に施工する、物■■■■であれば、
1:47:10	図面のほうには■■■■という形でなんか書いていただくとかですね、要は実際に施工する、まず設計を設定を
1:47:26	書いていただいてそのときに、日評価の話は添付の基本方針書のほうで書いていただければいいんですけど、その時の使い分けですね。
1:47:37	よく
1:47:39	考えていただきたいんですけど図面のほうには実際に認可を受けようとするいわゆる施工する。
1:47:45	ものをまず書いていただくということで、
1:47:51	以上にしてください。
1:47:54	原子燃料工業のワラタニでございます。ただいまの件ですけれども、申請書では217ページに開口閉止部にアンカー■■■■で設計してございます。さきほどの経緯も材料も入ってございます。
1:48:10	それとあと施工の誤差範囲としては、検査に入れる日本建築学会で、施工誤差分やって計算しますということで入ってますので、きちんと検査いたします。
1:48:26	はい。原子力規制庁ナガイですねこれは1例なんですけどそういう形で、まず本文中に書くのは、認可を受けようとする設計を変えていただくと、計算上は1本でもいいけど、要するに4本を打つんだったら仮に温存であればちゃんとうちイオン入れますってということで、
1:48:46	人書いた図申請書を書いていただいた上で、添付の説明書は一步でも十分ですって説明であれば理解しますので、
1:48:57	ほかの含めてですね。あの全般を確認するようにしてください。
1:49:04	話題にございます承知いたしました。



1:49:07	通帳私の方から以上になりますけれども、今日、本日準備いただいた資料っていうのはそういう意味で、結構断片的になっているので、今の御説明もあつたようにですね、もしくは本日確認して申請書、それから、添付の図面であると。
1:49:27	とか、それからその適合性を説明する資料、あと次回表とか刈り取り表とか星取表がちゃんと整合した形で
1:49:40	作られているかっていうのをよく確認した上で、補正A0に進めるようにしてください。
1:49:50	よろしいでしょうか。
1:49:53	原子燃料工業のフジワラですとの指摘の点ですね直接言われたところ当然はねる部分もございますので、確認した上で申請したいと思います。
1:50:07	これ本当にしたそういう跳ねる作業だいぶ時間かけていますので、きちんとやっていきたいと思います。以上です。
1:50:22	はい。それでは他に何かの個別で追加の確認等ありましたら、規制庁、それから、事業者の方でありましたら
1:50:32	発話の方をお願いします。
1:50:36	はい。
1:50:37	はい。
1:50:40	はい。
1:50:43	原子燃料工業のオカダです。仮にとり表の中で系統みたいに、前回の既認可での実施時間表の中身とかに
1:51:00	20 取り消し線という形で表現してところが刈り取りレターという表現にしているんですけども、そもそも申請書とるアンカーにその 2 重取り消し線という形。
1:51:20	申請書として適切かどうかというところが、きちんと確認したいなと思っている次第です。はい。原子力規制庁ナガイです。資料だと具体的に何ページになりますでしょうか。
1:51:43	資料 0 三番の通し番号で言いますと 38 です。
1:51:52	とか、
1:51:59	その 38 ページ、36 ページですと、
1:52:08	技術基準の案にある駐車方向です。
1:52:15	(4)というところを今回刈り取りましたということで、20 路線 8 意見です。
1:52:24	はい。
1:52:25	原子力規制庁ナガイです。
1:52:27	これを考えるときに、

1:52:31	いつもお伝えしてるんですけども、
1:52:35	最後の形をまず
1:52:39	考えてくださいっていうことをお伝えしてるんで、1回で申請したら、
1:52:45	知ってたら、ここにはこういう記載がもともと入るんですけど、外部衝撃であるとか不法侵入のところに、
1:52:54	ファイルでしょうか。
1:52:58	原子燃料工業の場でその辺の
1:53:02	それで第一次設工認に
1:53:06	建物等のセットで申請していない状態のものでしたので、その関係を次回以降に先送りすることで対応してたというのも、計算はして、いろいろ次回の会議だもんでもありますけれども破碎し、
1:53:26	それぞれ意見がちゃんと最終としてはもう当該の欄には何も記載はないということでバーバーになっているというのが適切ではないですかそういうことであればこの大間個々の例ですと、輸送、コンベアですけども、輸送容器の
1:53:45	搬送コンベアですけど、そこにその機器に求められる安全機能でないんであればもうここは記載をしないと、今日の資料は、ここはこういう形で今後削除します。最初にちょっと必要としましたけど、削除して補正しますということでしたので、
1:54:05	削除していただいて結構です正しい黙って削除するとなくなってしまうので、
1:54:13	それをどう管理してるんですかって言うのが、通し番号の人 30
1:54:21	9 ページですかね。
1:54:24	これランクダウンのよさ、前に戻って通し番号の 34 ページに今回第 2 加工棟で
1:54:40	やりとりしますっていう、いうことで、きちんと説明しているのでも記載がなくなれば、
1:54:47	よろしいんじゃないんでしょうか。
1:54:51	原子燃料工業の岡です。承知いたしましたのそもそのその通りですね、二重取り消し線は、最初の申請のときには問題ないとわからなくなっている状態にして、申請させていただきます。
1:55:08	原子力規制庁ナガイです。その時に注意しなきゃいけないのは、この設備そのものの安全機能で何か借りとするものは、
1:55:21	消してしまうと、求められる安全機能がなくなってしまうので、そこはきちんと仕分けしてですね、科医書かなければいけないと思いますけどそれはどこに書いてあるかっていうと、通し番号 35 ページの

1:55:37	これは皆さんの申請書案で皆さんに説明していただかなきゃいけないんですけど、この仕様表は、35 ページで何を申請しようとしてるのかっていうことで発想を容器や輸送容器搬送コンベヤナンバー1 - 1 を
1:55:54	に求められる安全機能はこれで全部ですってというのが最後の形になるようにしていただければいいかと思えますけど。
1:56:07	原子燃料工業の 5003、当該設備に求められる安全機能とこれ参集系っていう金ということで建物との取り合い等考慮した上で、全体として整合とれるように、
1:56:28	はい。
1:56:30	はい。原子力規制庁ナガイでそのときに注意しなきゃいけないのは、さっきりんかいいですよね。特に領域間の話であるとか、今回、本当に
1:56:46	この仮とられているんでしょうかっていうことです。許可で領域間に開口部があって、相手方との総合評価っていうか立体角も
1:57:01	評価した上で認可を受ける必要があるのであれば、
1:57:06	これがさっきの例にあたるはまるかどうかっていうのはありますけれども、配置であるとかいろんな制約が出てきますので、
1:57:17	第 2 加工棟申請したからはい終わりということではなくて、普通であればユニット等、その臨界の領域内で受けて評価できるように臨界隔離壁を設置しているはずなんですけどそこに開口部があった場合は、
1:57:35	保守的に移行するってことなんで、それがきちんと説明とのができる形でクローズしてるかどうかっていうのもあわせてですね今回申請対象に、
1:57:50	特に複数ユニットについては申請対象にするのであれば、該当する部分についてはそういう検討もあわせてしていただいて、今回の申請ということにしてくださいってことです。よろしいでしょうか。
1:58:10	原子燃料工業岡田です。そうします。
1:58:22	原子力規制庁ナガイです。ですから最後はそうなるんですけども、
1:58:27	今回の申請で説明し切れないものはあるのであれば、さらに次回以降全部死守し、設備なりえが出るときに、
1:58:42	認可を受けようとする事項として、次回表なり刈り取り表に記載する必要があるかないかというのをよく確認してですね、し補正をするようにしてください。
1:58:58	PCのほうがいいのかねその承知いたしました。
1:59:02	ほかに何かありますでしょうか。
1:59:10	特にないようでしたらちょっと最後に今日いろいろ確認しましたけど全体としてですね、お伝えたいと思えますけど補正に向けてですね、社内でいろいろこれまでいろいろよく資料まとめていただいたと思えますけれども、

1:59:28	今の観点を全体を通して、もう一度見ていただきたいんですけど、この取りまとめにあたってはあれですかね。菊地さんのほうで最終的に設工認はどなたのほうで
1:59:42	取りまとめをされるんでしょうか。責任者の方で今資料でいうと、通しページの162 ページで、
1:59:51	資料1 - 4の補足資料1 - 45 というのがありますけれども、
1:59:58	ここで、今回ですね、いろいろレビューをするということで、最終的には委員会の承認という手続きもあるんでしょ委員会っていうのは、核燃料安全委員会の承認もあるんですけども、レビューの体制であるとかですね。
2:00:14	そこはどなたがどうかっつされてるんでしょうか。
2:00:20	原子燃料工業の菊地でございます。本日はどうもありがとうございました。
2:00:27	こちらのほうは、昨日、当該ページに書いてますように計画に基づきまして、cupチェックレビューを行って、また私のほうで最終的にそれらが配置されたかどうかという確認を行いまして、
2:00:44	そして社長承認いたしまして、別紙移動させ、
2:00:50	ということで今文字についてもそういった準備を行って参りました。
2:00:54	以上でございます。はい。原子力規制庁ナガイです。その際にちょっと留意していただく点がこれまでもお伝えしましたけど、四つ五つほどお伝えしますんで、まず最初に安全機能、1点目ですけど安全機能を有する
2:01:11	建物構築物、設備機器ですね、の機器等々言いますけどに求められる、その安全機能については、これまでもお伝えした通り、可能な限り今一度に申請をするということをですねもんで今回で認可を受けるように、
2:01:29	していただくことで取り合えの説明とかの必要ありませんので、
2:01:36	まずは考えていただくとその上で、今回のように、一つのキーですね管理番号の安全機能を分割申請する場合にはですね、仕様表であるとか、図面時開票刈り取り表。
2:01:51	それから星取表等申請範囲を明確にして、まず申請漏れのないように管理するように、してください。
2:02:05	この取り合いもありますので、補正申請が出てきた後の面談でですね、前回の申請でも確認しましたが、今回どの範囲を認可を受けようとして、
2:02:23	申請をしているのかというのは、補正申請後の面談で確認しますので、御説明できるようにしてください。
2:02:34	それからアト認可を受けようとする次ですけども、認可を受けようとする安全機能に係る設計については、応答が安全機能の要求事項に対応したきちつと - 2 であるとか、構造強度、それから機能性能等の

2:02:52	設計資料が使用表であるとか図面等に記載されていることをですね、よく確認をするようにしてください。
2:03:03	それで最後になりますけど、年総事業許可に記載した基本的設計状況方針であるとか、技術基準に適合していることの説明、それから農協もありましたけど、保安規定で管理すべき事項について、
2:03:22	説明をしているような記載については添付説明書なりその基本方針書のほうに記載して説明をするようにしてください。
2:03:33	私のほうからお伝えし大抵は非常にこれは菊地所長伊賀の熊取事業所の皆さんにお伝えしたい事項は以上です。
2:03:49	はい、わかりました、原子燃料工業の菊地でございます。今御指摘の点はある日頃我々のチェックの中でも特に重視点検によりまして現在もそういった人工的に行ってございますが、
2:04:05	今日いただいたコメント等ございますんでもう一度そういった添付ファイルにしっかりチェックした上で申請をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。
2:04:16	はい、原子力規制庁の永井です。こっからちょっと追加的になりますけれども、管理費の法則ではないんですけど、まずあのもしくは深層防護の喪失が発生を防止できるようにですね、一人一人の方にも努力していただいて、考え方をよく
2:04:36	整理して今までもうチェックで
2:04:43	なんだろうなんでも米に社内チェックではもう全部
2:04:48	まるっと適合して出せるような書類が出る提示といいと思いますので、それに向けてですね、容易なことではありませんけれども、努力するようにお願いします。
2:05:01	私の方から以上です。
2:05:04	タナベさんのほうで最後中レターお願いします。
2:05:13	はい、規制庁タナベです私の方から特にございません。これでなので他の方、特にコメント等ありませんでしたら、これ日程面談のほう終了させていただきたいと思います。
2:05:26	規制庁が特段コメントございませんでしょうか。
2:05:32	規制庁側ですけれども、
2:05:35	よろしいですか。
2:05:37	はい、お願いします。2点目だけ、
2:05:44	最初の資料ところで補足資料の22のとこ外部衝撃に対する

2:06:00	対応をするのかっていう説明がなされてるところで、こちらの説明のほうは呼んでおりました理解しておりますので、竜巻に対しては、この通り、その許可が審査会合での説明内容、許可の申請書の記載内容を踏まえて、
2:06:20	今こうなっているというところは、理解しましたので、その他の事象について同じように説明ができるのかというところを事業者の方で精査していただいて、それについては追加でも同様とするという説明ではなくてですね、同じようにきちんと説明していただいていたかのようにお願いします。
2:06:43	原子燃料工業の藤原でございます。今ご指摘の点ですね竜巻以外の部分についてもですね、きちんと御説明した資料にですねこだわりたいと思います。よろしくをお願いします。
2:06:59	規制庁オザワです。そちらの準備していただいて説明資料で確認したいと思いますので、お願いします。私から以上です。
2:07:09	規制庁タナベですありがとうございます。ほか規制庁側はございませんでしょうか。
2:07:18	はい特になし。ヨシムラさんございますかはい、タケダさんもよろしいでしょうか。
2:07:25	はい、大丈夫ですはいありがとうございます
2:07:27	。原子燃料工業そちらの方から何かございますか、熊取事業所、特にございませんでしょうか。
2:07:36	原子燃料工業藤原です。特にございません。ありがとうございます。はい、伊藤さん特にございませんでしょうか。
2:07:44	はい、原子燃料工業伊藤でございます。本日はありがとうございます。特にございません。
2:07:50	はい。規制庁タナベでございます。そうしましたら今回準備させていただきました。コメントについては以上となりますので、これにて本日の面談を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。